

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第八号の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二号中「道路管理者の」を「道路管理者が」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 自転車駐車で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの

第三十八条の二の見出し中「きかなければならない改築」を「聴かなければならない改築等」に改め、同条中「附近」を「付近」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道路管理者は、第三十四条の三第六号の自転車駐車場（道路上に設けるものに限る。）を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

道路の附属物として、自転車駐車で道路上に道路管理者が設けるものを追加する等の必要があるからである。